

消防学校教育における企業連携について

令和6年1月11日

奈良県消防学校では、消防組織法に基づき教育訓練計画（奈良県消防学校 HP 掲載）により、各種教育を行っています。

その中では様々な教育訓練を実施していますが、限られた予算で最大限の教育を実施する必要があり、その中で企業活動と連携した取組を検討しているところです。

下記をご覧ください協力いただける場合は、ご提案をお待ちしています。

連携内容について

○ 本校からの依頼内容

- ・各企業における消防業務に関連する講義・訓練指導、便宜供与等

具体例：① 最新消防車両、消防資器材、救急資器材及び救助資器材、各種消防用設備等の提供、体験型施設の提供、参考書等の書籍の提供

- ② ビジネスマナー、教育技法、接遇、ファイナンシャルプラン、ICT及びメディア教育等の一般教養も含む、様々な分野での指導者の派遣

○ 協力企業におけるメリット例

自社ホームページ、SNS及び広報誌等に訓練場面を掲載（掲載内容については、事前に本校と要相談）、資器材等を利用した学生及び職員に対するアンケートを実施することにより、以下の効果を期待できます。

- ・企業ブランドイメージの向上
- ・社員の社会貢献意識の向上
- ・製品の改良等の参考

手続について

1 選考方法

- ・別添「奈良県消防学校教育連携企業応募用紙（以下「応募用紙」）」に基づき、提案企業で実施可能な講義訓練と本校の教育訓練計画とのマッチングを行います。
- ・具体的には、上記応募用紙記載の応募の経緯、提案企業において期待する効果、講師派遣の場合はその実績などを踏まえ面談の上、選考を行い、本校の教育訓練内容とマッチングすると判断した場合は、協力企業として選定させていただきます。

- ・ 選定は同一教育課程の同種の教育訓練内容毎に1者を選定します。
例：初任教急総合科の「消火器を活用した訓練」に関し、複数者から提案あった場合は審査の上1者を選定します。仮に他の課程で消火器を活用した訓練がある場合は別途選定を行います。
- ・ 選定された場合、翌年度の教育訓練に対応いただくことになります。なおその後の協議の結果、日程等の条件について相違があった場合は、ご期待に添えない場合があります。
- ・ 翌々年度については、提案する教育訓練に関するカリキュラムの編成の影響を受けない限り、引き続き提案の上、選定を受けることができます。

2 協定締結

- ・ 協力企業として選定された場合、協議の上、本校と連携協定を締結いただきます。
- ・ 連携協定締結後、次のいずれかに該当することが判明した場合は連携協定を解除します。
 - ・ 政治活動または宗教活動を目的としていると判断する場合
 - ・ 人権を侵害するおそれがあると判断する場合
 - ・ コンプライアンス上問題があると判断する場合
- ・ この連携に関する報酬（日当、謝金等）、資器材搬出入・借入経費は発生しないことを前提とします。

3 留意事項

- ・ 協力企業選定により本校の調達上の便宜を図るものではありません。
- ・ その他コンプライアンス上問題がないこと、応募用紙記載事項を選定条件とします。
- ・ 応募用紙の提出期限は、初任教急初任教急総合科は令和6年2月16日、専科教育救助科は同年3月15日、その他の専科教育、幹部教育及び特別教育は同年5月31日までとします。
- ・ 応募用紙の提出方法は、FAX またはメールとします。
- ・ 応募用紙を受理してから、7日以内に本校から担当者に連絡し、面談日程等を調整するものとします。なお、面談終了日から7日以内に選考結果を担当者に通知するものとします。（土日祝日、年末年始等を除く営業日とします）

4 連絡先・提出先

〒633 - 0241 奈良県宇陀市榛原下井足 17-2 奈良県消防学校教育指導係 北川・小泉 TEL 0745-82-3153 FAX 0745-82-5521
